

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく「兵庫国際交流会館の管理・運営業務」に係る変更契約の締結について

平成22年4月から平成25年3月までの3年間の予定で実施していた「兵庫国際交流会館の管理・運営業務」（以下「管理・運営業務」という。）について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）（以下「基本方針」という。）において、平成23年度末までに機構の事業としては廃止することになったこと及び「公共サービス改革基本方針」改定（平成23年7月15日閣議決定）において、機構の国際交流会館等の運営等業務については基本方針の内容を踏まえた変更を行うこととされたことに基づき、下記の内容で変更契約を締結いたしました。

## 記

### 1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号  
日本管財株式会社  
代表取締役社長 福田 慎太郎

### 2 実施期間

（変更前）管理・運営業務の実施期間（委託期間）は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間とする。

（変更後）管理・運営業務の実施期間（委託期間）は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間とする。

### 3 契約金額

（変更前）132,658,722円（税込）

※上記契約金額は、実施期間3年間分の総額。

（変更後）88,439,148円（税込）

※上記契約金額は、実施期間2年間分の総額。

### 4 違約金

変更契約に伴う違約金について、受託者は機構に請求しないものとする。

ただし、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間において機構が引き続き留学生寄宿舎として運営を行う場合は、違約金については機構と受託者協議のうえ決定するものとする。